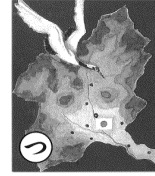




県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年1月13日(金) 第10065号

## 目次

ページ

### 告示

○群馬県指定農薬の指定の告示の一部改正(技術支援課)	2
○道路の区域変更(道路管理課)	2
○同	2
○道路の供用開始(同)	3
○道路の区域変更(同)	3
○同	3
○道路の供用開始(同)	4
○道路の区域変更(同)	4
○同	4
○道路の供用開始(同)	5

### 公告

○農地を利用する権利を設定する裁定(農業構造政策課)	5
○同	6

■ 告 示

◎群馬県告示第7号

群馬県指定農薬の指定の告示（平成17年群馬県告示第323号）の一部を次のように改正し、令和5年1月13日から施行する。

令和5年1月13日

群馬県知事 山本 一 太

2に次のように加える。

(16) メタジアミド系製剤のうちプロフラニリドを含む製剤

◎群馬県告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年1月13日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	前橋赤城線	前橋市上細井町字宿829番の1地先から同市同字上町948番の1地先まで	前	8.4～19.3	600.4
			後	15.6～25.2	600.2

◎群馬県告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年1月13日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	高崎安中渋川線	高崎市箕郷町東明屋字横町西501番の4地先から同市同字横町361番の1地先まで	前	7.1～16.9	240.0
			後	9.3～17.8	240.0

◎群馬県告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年1月13日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	高崎安中渋川線	高崎市箕郷町東明屋字横町西501番の4地先から同市同字横町361番の1地先まで	令和5年1月13日

◎群馬県告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年1月13日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	渋川東吾妻線	吾妻郡東吾妻町大字新巻字合ノ沢718番の1地先から同郡同町大字同字御園782番の1地先まで	前	8.4～11.5	262.7
			後	11.0～31.2	262.7

◎群馬県告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年1月13日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	赤岩足利線	邑楽郡千代田町大字赤岩字谷中24	前	9.2～9.7	70.0

	99番の6地先から同郡同町大字福島字新田407番の1地先まで	後	11.1~11.4	70.0
--	--------------------------------	---	-----------	------

◎群馬県告示第13号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年1月13日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	赤岩足利線	邑楽郡千代田町大字赤岩字谷中2499番の6地先から同郡同町大字福島字新田407番の1地先まで	令和5年1月13日

◎群馬県告示第14号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年1月13日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	新巻市城線	吾妻郡東吾妻町大字新巻字柳沢1303番の6地先から同郡同町大字同字御園751番の2地先まで	前	13.2~14.5	23.2
			後	11.0~41.7	710.7

◎群馬県告示第15号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年1月13日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	古戸館林線	邑楽郡千代田町大字福島字新田407番の1地内	前	9.7~9.8	6.5
			後	10.0~10.1	6.5

◎群馬県告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年1月13日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	古戸館林線	邑楽郡千代田町大字福島字新田407番の1地内	令和5年1月13日

■ 公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定による農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請があり、同条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により農地を利用する権利を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年1月13日

群馬県知事 山本 一 太

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	所有者等の情報
前橋市樋越町40番	田	4,094	(亡)中谷すみ

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
賃借権	令和5年3月1日	令和15年5月31日まで (10年3か月)	394,448円 (年額9,400円/10a)

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

農地を利用する権利が設定された者の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地

公益財団法人群馬県農業公社	横室光良	前橋市総社町総社2326番地2
---------------	------	-----------------

## 4 補償金の支払の方法

上記2の農地を利用する権利の始期までに前橋地方法務局に補償金を供託する。

## 5 その他

農地の所有者等は、前橋地方法務局において、供託された補償金の還付を請求することができる。

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項の規定による農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請があり、同条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により農地を利用する権利を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年1月13日

群馬県知事 山本 一 太

## 1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	所有者等の情報
沼田市奈良町下モ原170番甲	畑	373	(亡)石田ミチエ
沼田市奈良町下モ原171番	畑	919	(亡)石田ミチエ
沼田市奈良町宮久保490番1	畑	422	(亡)石田ミチエ
沼田市奈良町吉田517番1	田	1,671	(亡)石田ミチエ
沼田市秋塚町下野569番	畑	922	(亡)石田ミチエ
沼田市秋塚町上野634番	畑	723	(亡)石田ミチエ
沼田市秋塚町上野635番	畑	234	(亡)石田ミチエ
沼田市秋塚町上野636番	畑	390	(亡)石田ミチエ
沼田市秋塚町上野639番	畑	770	(亡)石田ミチエ

## 2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
賃借権	令和5年3月1日	令和10年2月29日まで (5年間)	342,970円 (田:年額9,303円/10a) (畑:年額11,162円/10a)

## 3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

農地を利用する権利が設定された者の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
公益財団法人群馬県農業公社	横室光良	前橋市総社町総社2326番地2

4 補償金の支払の方法

上記2の農地を利用する権利の始期までに前橋地方法務局(沼田支局)に補償金を供託する。

5 その他

農地の所有者等は、前橋地方法務局(沼田支局)において、供託された補償金の還付を請求することができる。